

区域別清掃実施要領（小向きゆう舎管理棟）

区域	作業内容	作業方法	非開催日					開催 前々日	開催 期間
			月	火	水	木	金		
			9:00～12:00					9:00～12:00	10:00～17:00 (9:00～16:00)
※神奈川 県調教師会 は除く。	廊下	・ほうきまたは掃除機等により掃除を行った後、水モップ拭き掃除を行う。	●		●		●	●	
	トイレ	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
		・トイレトペーパー、手洗い洗剤の補充を行う。	※適宜					※適宜	
	給湯室	・ごみ収集処理	●	●	●	●	●	●	
		・シンクの掃除（排水口のごみ受け含む）	●		●		●	●	
		・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●		●		●	●	
組合事務室	・ごみ収集処理	●	●	●	●	●	●		
	・掃除機により掃除を行う。	週1日（月曜日）					●		
2階	廊下、談話室	・ほうきまたは掃除機等により掃除を行った後、水モップ拭き掃除を行う。	●		●		●	●	
	トイレ	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
		・トイレトペーパー、手洗い洗剤の補充を行う。	※適宜					※適宜	
	会議室	・掃除機等により掃除を行う。	週1日					●	●
	食堂	・ほうきまたは掃除機等により掃除を行った後、水モップ拭き掃除を行う。	週1日					●	●
	洗面所 洗濯場	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
		・乾燥機フィルター、洗濯機フィルターのゴミ掃除を行う。	※適宜					※適宜	
	脱衣所	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
		・足ふきマットの交換及び洗濯を行う。	●	●	●	●	●	●	
		・足ふきマットを集め、シートと一緒に洗濯に出す。	●	●	●	●	●	●	
風呂場	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●		
	・浴槽は中性洗剤等を使用して掃除を行う。※本場開催中（10：00～）、浦和開催中（11：00～）						●		
3階	廊下、談話室	・ほうきまたは掃除機等により掃除を行った後、水モップ拭き掃除を行う。	●		●		●	●	
	トイレ	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
		・トイレトペーパー、手洗い洗剤の補充を行う。	※適宜					※適宜	
	洗面所・洗濯場	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
・乾燥機フィルター、洗濯機フィルターのゴミ掃除を行う。		※適宜					※適宜		
1～3階	騎手調整室	・換気、ごみ収集処理、灰皿処理。ほうきまたは掃除機等により掃除を行った後、拭き掃除を行う。	—		—		●	●	
		・布団カバー、枕カバー、シーツを装着する。	—		—		●	—	
		・布団カバー、枕カバー、シーツを外し、きゆう舎管理課へ枚数を報告する。	—		—		—	●開催最終日	
	監督官室	・換気、ごみ収集処理、灰皿処理。ほうきまたは掃除機等により掃除を行った後、拭き掃除を行う。	—		—		●	●	
		・布団カバー、枕カバー、シーツを装着する。	—		—		●	—	
		・布団カバー、枕カバー、シーツを外し、きゆう舎管理課へ枚数を報告する。	—		—		—	●開催最終日	
	階段	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
エアコン（家庭用）	エアコンの空調機能を高めるための内部洗浄を行う。	年1回（騎手部屋エアコン）							
1階	正面玄関	・ほうき等により掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
	騎手ロッカー室	・ほうき等により掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	
	女子サウナ室	・水モップ拭き掃除および拭き掃除を行う。	●	●	●	●	●	●	

※時間はナイター開催時のもの、（ ）は昼間開催時のもの

※汚れがひどい場合は、中性洗剤等及び床洗浄機等を使用し掃除を行う。

※祝日の場合は、清掃を翌営業日に振り替える場合がある。

※ごみ収集処理とは、各部屋のゴミを収集し、指定のゴミ置き場に搬出する作業をいう。

※適宜とは「必要に応じて」の意。

※清掃日数：1階玄関周辺清掃(274日)、ごみ収集(274日)、水周りの床清掃(274日)、水周りの床清掃以外の清掃(194日)

(水周り：トイレ、洗面所、洗濯室、浴室、サウナを指す)